



門教生第122号

平成26年4月28日

特定非営利活動法人トイボックス 様

門真市教育委員会



利用申請許可済み講演会の対応について (回答)

平成26年4月25日付けで質問のあった標記の件について、別紙のとおり回答
します。



門真市教育委員会の考え方について

本市教育委員会としましては、門真市民文化会館が多くの市民に利用される施設であるため、本利用許可に反対の立場をとる者の妨害行為等により、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するとともに、いかなる団体であれ、人権、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されないという姿勢に立ち、多くの子どもたちも利用する文化・教育の拠点である施設として、受け入れるべきではないという考え方があります。

本施設の指定管理者にも、市民目線に立った総合的な判断のもと、教育委員会の考え方と軌を一にした対応を求めます。